

# 長野原町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

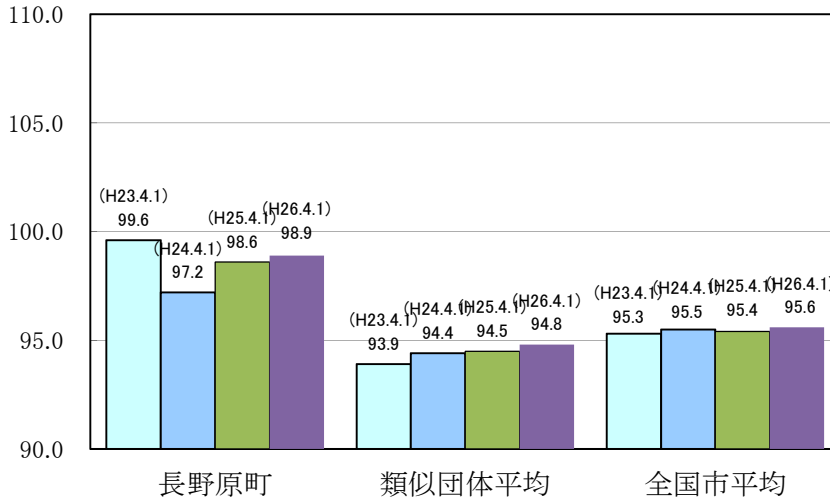
区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	6,026	6,868,564	307,447	720,045	10.4	11.6

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
25年度	91	280,514	54,949	112,701	448,164	4,925	5,490

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し  
 [ 実施  未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

近隣町村の状況等により判断

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0%に対し、長野原町においても0%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合（H30.4.1）	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
長野原町の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野原町	39.3 歳	298,500 円	348,350 円	340,480 円
群馬県	43.5 歳	344,262 円	414,273 円	375,209 円
国	43.5 歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
長野原町	57.7 歳	4 人	288,100 円	296,530 円	290,930 円	-	-	-	
うち用務員	57.6 歳	* 人	272,600 円	275,130 円	273,900 円	用務員	54.3 歳	199,300	1.38
うち運転手	57.8 歳	* 人	334,800 円	360,900 円	348,700 円	自家用乗用 自動車運転者	52.9 歳	202,600	1.78
群馬県	50 歳	122 人	333,513 円	369,253 円	356,877 円	-	-	-	
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	-	326,611 円	-	-	-	
類似団体	49.7 歳	6 人	271,921 円	294,995 円	282,545 円	-	-	-	

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長野原町	-	-	-
うち用務員	5,139,160 円	2,747,000 円	1.87
うち運転手	5,613,800 円	2,674,700 円	2.10

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23年～25年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野原町	39.6 歳	278,920 円	307,790 円
群馬県	44.5 歳	382,068 円	423,985 円
類似団体	41.3 歳	296,045 円	319,628 円

(注)1「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をお除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区分		長野原町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	177,300円	172,200円
	高校卒	140,100円	143,400円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	139,000円	—円
	中学卒	—円	—円	—円
教育職	大学卒	172,200円	197,900円	—円
	高校卒	140,100円	—円	—円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

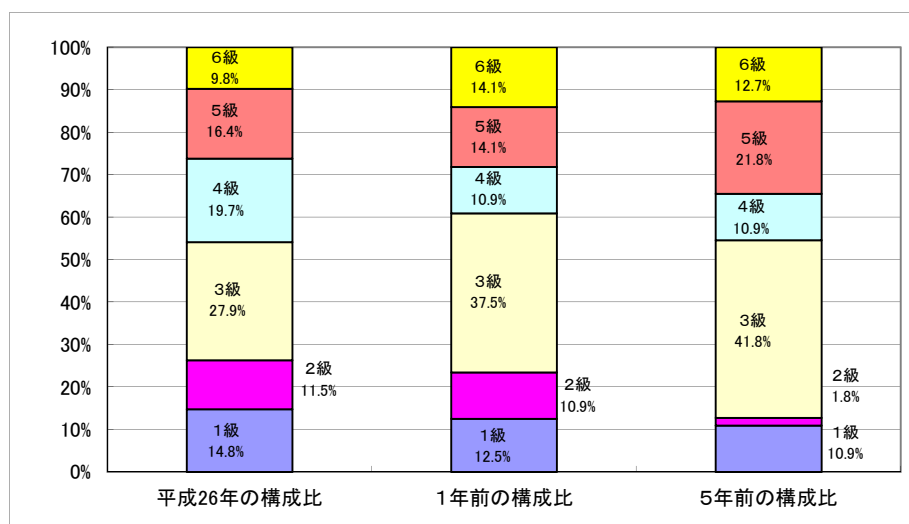
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	243,100円	315,400円	360,900円	384,900円
	高校卒	205,400円	288,400円	321,900円	365,000円
技能労務職	高校卒	200,000円	275,300円	310,600円	334,100円
	中学卒	—円	—円	—円	—円
教育職	大学卒	243,100円	315,400円	360,900円	384,900円
	高校卒	205,400円	288,400円	321,900円	365,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高月給の給料月額
1級	主事	9人	14.8%	135,600円	243,700円
2級	主事	7人	11.5%	185,800円	307,800円
3級	主任	17人	27.9%	222,900円	354,700円
4級	係長及び主査	12人	19.7%	261,900円	388,300円
5級	補佐	10人	16.4%	289,200円	400,600円
6級	課長、参事、課内室長等	6人	9.8%	320,600円	422,600円

- (注) 1 長野原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が検討段階であり、一律昇給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長野原町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,264 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,661 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価が検討段階であり、一律支給

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

長野原町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	14,835 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（制度無し）

（26年4月1日現在）

支給実績(○年度決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(○年度決算)			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)				

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		1,811 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		106,576 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		18.7 %		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	業務従事職員	町税の賦課及び徴収等	88 千円	日額 500円
感染症及び家畜伝染病作業手当	作業従事職員	病菌の防疫作業等		日額 300円
診療所医師医療技術手当	診療所医師	診療業務等	1200 千円	月額 100,000円
診療所医師往診手当	診療所医師	往診業務	480 千円	月額 40,000円
放射線取扱手当	取扱従事職員	放射線取扱業務の助手		日額 300円
国土調査業務手当	国土調査業務従事職員	長狭物調査及び一筆調査	12 千円	日額 500円
用地交渉業務手当	用地交渉業務従事職員	用地交渉業務	31 千円	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	6,889 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	78 千円
支給実績(25年度決算)	9,983 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	109 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ・満16才の年度始めから満22才の年度末までの子1人につき、5,000円の加算 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人まで11,000円	同	—	9,593 千円	239,825 円
住居手当	・借家の場合(月額12,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて27千円限度に支給	同	—	2,439 千円	243,900 円
通勤手当	・交通機関利用者 実費支給(最高限度額55,000円) ・交通用具使用者(片道2Km以上の通勤者) 使用距離1Kmにつき600円 その額が18,000円を超えるときは、その額と18,000円との差額の2分の1を18,000円に加算した額(最高限度額24,000円)	異	交通用具使用者の使用距離支給額	9,155 千円	123,716 円
管理職手当	・課長、室長、所長、参事 給料月額10% ・補佐 給料月額8% ・係長 給料月額6%	異	定率制と定額制で異なる	12,535 千円	313,375 円
寒冷地手当	・扶養親族のある世帯主である職員 17,800円 ・扶養親族のない世帯主である職員 10,200円 ・世帯主でない職員 7,360円	同	—	5,422 千円	57,073 円
宿日直手当	・宿直 1夜 4,200円 ・日直 1日 4,200円	同	—	3,826 千円	75,019 円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	600,000 円	( )	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	499,200 円		850,000 円 / 350,000 円	675,000 円 / 360,000 円	
報 酬	議 長	220,000 円	( )	360,000 円 / 205,000 円		
	副 議 長	180,000 円		320,000 円 / 164,900 円		
	議 員	160,000 円		300,000 円 / 145,500 円		
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)				
	副 町 長	3.85	月分	加算措置 20%		
議 員	議 長	(25年度支給割合)				
	副 議 長	3.85	月分	加算措置 20%		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額) (支給時期)		
	副 町 長	在職年方式 給料月額×在職年数×520/100		1,248.0万円	任期毎	
	備 考	在職年方式 給料月額×在職年数×300/100		599.0万円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

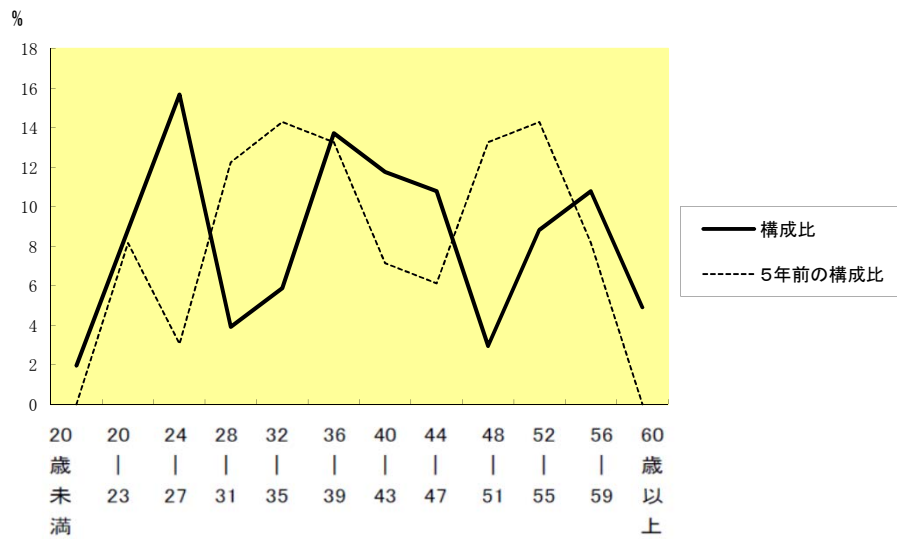
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	欠員不補充
		総務	18	18	0	
		税務	7	7	0	
		民生	10	9	△1	
		衛生	11	11	0	
農林		9	9	0		
商工		3	3	0		
土木	6	6	0			
	計	66	65	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.86 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.04 人)	
	教育部門	26	26	0		
	消防部門	-	-	-		
	小 計	92	91	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 151.01 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 124.28 人)	
公 営 企 業 等	水道	5	5	0		
	下水道 その他	2 5	2 5	0 0		
	小 計	12	12	0		
	合 計	104	103	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 170.92 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	2人	9人	16人	4人	6人	14人	12人	11人	3人	9人	11人	6人	103人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	60	61	61	63	66	65	5 ( 8.3 %)
教育	27	25	25	25	26	26	△1 ( △3.7 %)
消防	-	-	-	-	-	-	- ( - %)
普通会計	87	86	86	89	92	91	4 ( 4.6 %)
公営企業等会計	12	12	13	13	12	12	0 ( 0.0 %)
総合計	99	98	99	102	104	103	4 ( 4.0 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。